

**DXで未来を創る！やまぐち探究レベルアップ事業 学校における探究学習  
の支援に係る業務委託**

仕 様 書

令和8年4月

山口県教育庁高校教育課

## 1 委託業務名

D Xで未来を創る！やまぐち探究レベルアップ事業 学校における探究学習の支援に係る業務委託

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日まで

## 3 本事業の目的

本県では、令和7年度にハイレベルな文理横断的・探究的な学びを可能とする文理探究科を県内6校に設置した。

これら文理探究科6校においては、県内全体の探究的な学習活動の一層のレベルアップに向けて、そのけん引役として、地域との連携に留まらず広く県外や海外と連携しながら、文理横断的な探究活動を行うとともに、A I等を活用した探究手法の実践やデータ活用等を通して、探究活動の一層の高度化を図ることが求められている。

また、学習効果を目に見える形で価値づけるとともに、レベルアップした文理横断的・探究的な学習の成果を小中学校も含め県内に広く普及させ、県内全域において文理横断的・探究的な学習の充実を図ることが必要である。

そのため、本事業では、国事業である産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業に係る都道府県事務費を活用し、専門的な知見や様々な専門人材とのネットワークをもつ外部の専門人材にコーディネーター業務を委託することにより、文理探究科6校において、探究学習のレベルアップを図るとともに、その成果を広く県内に波及させることにより、県内の文理横断的・探究的な学習の高度化を図ることとしている。

## 4 業務内容

業務計画を作成し、委託者の承認を得た上で、文理探究科6校（対象校については別紙参照）の探究的な学習の高度化に向け、コーディネーターとして、専門的な知見や様々な専門人材とのネットワークを活用し、以下の業務を実施すること。また、受託者においては、委託者と連絡を密に業務にあたること。

### 【概要】

- (1) 学校における探究学習への支援
- (2) 参集交流会の実施
- (3) 文理探究科における成果と課題の調査・分析・フィードバック

## 【詳細】

### (1) 学校における探究学習への支援

探究的な学習の質を向上させるための各校のニーズに応じて、コーディネーターとして支援を行う。

- ・対 象 文理探究科設置校 6 校
- ・回 数 年 4 回程度
- ・内容例 探究手法に関する校内研修の支援、大学・専門機関・海外等と連携する際のマッチング支援、学習成果を進路につなげる指導に関する支援、生徒の個人研究へのフィードバック 等

※ 文理探究科 6 校のそれぞれと十分に協議を行った上で、そのニーズ等も踏まえて適切に行うこと。

※ 講師の謝金及び旅費が発生する場合は、その費用を委託費から支出すること。

### (2) 参集交流会の実施

文理探究科の生徒同士が他校の生徒と学び合うことで、個々の研究の充実や学習内容の深化につなげることができる交流会を、企画・運営する。なお、講師に関しては高校教育課が選定する。

- ・対 象 文理探究科設置校の生徒（1 年生の希望者 2 5 0 人程度）
- ・回 数 年 1 回 終日実施
- ・内容例 研究内容の共有、助言、学習内容の振り返り、探究学習に資するワークショップの実施 等

※ 交流会の会場を手配すること。また、会場最寄りの高等学校以外には、生徒・引率教員が乗車するバスを手配すること。

※ 会場費及び生徒・引率教員のバス代については委託費から支出すること。

※ 講師は別途、高校教育課で選定する。講師と連携し交流会の企画、運営を行うこと。

※ 講師の謝金及び旅費は委託費外の支出とする。

### (3) 文理探究科における成果と課題の調査・分析・フィードバック

文理探究科における取組の成果と課題を可視化し、継続的な改善を図るために、調査・分析・フィードバック等を実施する。

- ・対 象 文理探究科各校の教員及び 1・2 年生の生徒
- ・回 数 各校年 2 回
- ・内容例 定期的な調査（記述又は数値指標）の実施、レーダーチャート等による成果の可視化、分析の教員へのフィードバック 等

※ 各取組に係る進捗を管理するとともに、随時委託者に報告すること。

## 5 業務管理

- (1) 各業務のスケジュール・進捗状況や経理状況等を適切に管理すること。
- (2) 各業務の連携を図るとともに、関係機関との役割や責任を明確化し、全体のマネジメントを適切に行うこと。
- (3) 実施に当たっては、委託者の意見を十分に聴取し、内容の改善が必要な場合には誠実に対応すること。
- (4) 受託者は、契約締結時に業務責任者を定め、委託業務実施期間中の報告・連絡・協議等は原則その者をもって対応すること。
- (5) あらかじめ書面による承認を受けた場合に限り、委託する業務の一部を他の事業者に再委託することを可能とする。その際、関係する事業者の役割や責任を明確化し、全体の管理・運営を適正に行うこと。
- (6) 業務に関する打合せの記録は、受託者が原則として5営業日以内に作成し、委託者の承認を得ること。なお、打合せの開催場所は、委託者が準備する。
- (7) 委託者が業務内容の改善を指示した場合には、業務内容の改善計画書を提出し、委託者の了承を得た上で速やかに改善すること。

## 6 成果品について

本業務で作成した資料（調査・分析結果等）は、編集可能な Word、PowerPoint 形式等で令和9年3月10日（水）までに提出すること。

## 7 知的財産権等

- (1) 業務で作成した全てのもの（業務開始前から受託者又は第三者が著作権を有するプログラム等は除く）の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利））は、原則として、山口県に帰属するものとする。詳細は、協議の上決定する。
- (2) 業務で、報告書に著作物等を使用した場合の使用許諾については、受託者において適切に処理するものとする。業務の成果品の所有権、著作権及びその他の権利は、委託者に帰属するものとする。

## 8 その他

- (1) 受託者は、委託者から秘密とされた事項及び本業務に関して知り得た委託者の秘密を、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、その責めに帰すべき理由により、この業務に定める義務を履行しないため委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- (3) 個人情報や機密情報の取り扱いについて、県が所有する統計データや著作物の外への持ち出し、漏洩がないよう十分注意を払い、厳重に管理すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項等については、担当職員と協議すること。
- (5) 本業務の実施にあたっては、担当職員と十分に協議するとともに、業務の進捗状況について随時報告すること。
- (6) 事業の実施に当たって必要な運営・広報備品及び要領等は受託者において手配すること。
- (7) 実施内容の変更があった場合は、委託費の上限を超えない範囲内で、実績に応じた変更契約を交わすものとする。

## 文理探究科設置校

学校名	1年次生 人数	住所	電話番号 メールアドレス
山口県立岩国 高等学校	70	〒741-0082 岩国市川西4丁目6-1	0827-43-1141 a51104@pref.yamaguchi.lg.jp
山口県立徳山 高等学校	文 30 理数 40	〒745-0061 周南市鐘楼町2-50	0834-21-0099 a51124@pref.yamaguchi.lg.jp
山口県立山口 高等学校	70	〒753-8508 山口市糸米1丁目9-1	083-922-8511 a51133@pref.yamaguchi.lg.jp
山口県立宇部 高等学校	70	〒755-0078 宇部市寺の前町3-1	0836-31-1055 a51139@pref.yamaguchi.lg.jp
山口県立下関西 高等学校	70	〒751-0826 下関市後田町4丁目10-1	083-222-0892 a51155@pref.yamaguchi.lg.jp
山口県立萩 高等学校	40	〒758-0057 萩市堀内132	0838-22-0076 a51167@pref.yamaguchi.lg.jp